

海外経済要録

米州諸国

◇米国、信用供与における機会平等に関するレギュレーションBを強化

連邦準備制度理事会は昨年12月29日、信用供与における機会平等に関するレギュレーションBを強化し、3月23日から実施する旨発表した。今回の改正は根拠法である信用供与における機会平等法(the Equal Credit Opportunity Act)の改正に伴うものである。主な改正点は次のとおり。

- (1) 加盟銀行が信用供与を行う際、従来男女あるいは未婚、既婚、離婚者であるかの違いによる差別を禁止するにとどまっていたが、さらに民族、人種、宗教、出生国、年齢、生活保護を受けているか否か等の違いによる差別をも禁止する。特に年齢については高齢者を62才以上と定義し高齢の借手に対し、不利な信用供与判定を行ってはならないとしている。
- (2) 加盟銀行は信用供与を拒否したり、通常の場合に比し信用供与の条件を厳しくする場合、その理由を受信者に対し詳細に、通知しなければならない。

◇米国連邦準備制度理事会、加盟銀行の役・職員の他銀行業務の兼務禁止に関するレギュレーションLを緩和

連邦準備制度理事会は、1月5日レギュレーションL(注)の例外規定を追加し、加盟銀行の役・職員が一定の条件のもとで、同一市町村内の少数民族(minority)および女性が経営する銀行の役職を兼務することを認める旨、発表、即日実施した。本措置のねらいは、少数民族および女性が経営する銀行に経営・営業上の技術習得を容易にさせることによって、これら銀行の発展を側面から援助することとされている。なお、この兼務は次の条件を満たした場合にのみ認められる。

- (1) 連邦準備制度理事会が、少数民族および女性の経営する銀行に対し経営・営業上の技術供与を必要と認めること。
- (2) 2銀行間の兼務者は3名を限度とし、かつ兼務者が被援助銀行の取締役会の過半数を占めないこと。
- (3) 兼務期間は5年を限度とすること。

(注) レギュレーションLは、クレイトン・反トラスト法を根拠法に、加盟銀行役・職員の同一市町村内の他銀行業務の兼務を禁止する規定。

◇米国連邦公開市場委員会、「外国為替操作権限」および「外国為替取引指針」を改定

連邦公開市場委員会(FOMC)は1月21日ニューヨーク連銀に対する外国為替操作権限および外国為替取引指針を広範に改定する旨発表した(昨年12月28日から実施、なお同権限・指針の大幅改定は1966年6月以来ほぼ10年ぶり)。今次改定のねらいにつき同委員会は、「ニューヨーク連銀に対する指示を単純かつ明確にするとともにその指示を変動相場移行に伴う国際金融制度の変化にかんがみ修正したものである」と説明している。

主要な改定事項は次のとおり。

- (1) 外国為替操作権限については従来の直物・先物ごとの持高制限を撤廃し、連邦公開市場委員会の特定の指示がない限り総合持高(over-all open position(注))を10億ドルとする。ただし、1971年にスイス中央銀行と取決めたスイス・フラン建てスワップ引出しに関する未返済債務(先売り予約残高)は上記総合持高の規制対象外とする。

(注) 総合持高(over-all open position)とは各外貨のオープン・ポジションの累計額(売持ち、買持ちを問わず絶対額の合計)。各通貨ごとのオープン・ポジションとは、当該通貨の直物ポジション、プラス先物ポジション。

- (2) 外国為替取引指針については、従来は取引の目的等詳細な指針を掲げていたが、今般それを取りやめ、連邦準備制度の操作は外国為替市場の混乱を回避(countering disorderly market conditions)することにあると指示するにとどめる。

◇フォード大統領、最後の予算教書を発表

1. フォード大統領は1月17日、1978会計年度(1977年10月～78年9月)の予算教書を議会に提出した。フォード大統領にとっては最後の予算教書となった本教書では、米国経済の安定的拡大を図るためには「民間部門の重視、財政の役割縮小」が必要との認識に基づき、①景気刺激対策として恒久減税措置(注)(78年度160億ドル、うち個人124億ドル、企業36億ドル)を打出す一方、②新規事業計画の抑制や既往計画の見直し等により財政規模の圧縮に力を入れている点が特徴的である。

78年度予算の概要は次のとおり(第1表参照)。

- (1) 予算規模は、歳入3,930億ドル(前年度実績見込み3,540億ドル)、歳出4,400億ドル(同4,112億ドル)で、収支じりは470億ドルの赤字と前年度(実績見込み572億ドルの赤字)に比べ赤字幅の縮小を目指している。
- (2) 歳入面では、上記恒久減税措置に伴い、個人所得税(前年度実績見込み比+11.8%)、法人所得税(同+4.1%)が小幅の伸びにとどまるため、全体でも前年度実

(第1表)

米国の1978年度予算案

(単位・億ドル)

		1978年度 予算案	1977年度 (実績見込み)
歳入		3,930(11.0)	3,540(18.0)
歳出		4,400(7.0)	4,112(12.2)
収支(Δ)じり		△470(△17.8)	△572(△14.0)
歳入内訳			
個人所得税		1,712(11.8)	1,531(16.3)
法人所得税		589(4.1)	566(36.7)
社会保険税		1,261(15.8)	1,089(17.5)
消費税		185(3.4)	179(5.0)
その他		183(4.6)	175(1.2)
歳出内訳			
国防費		1,123(12.2)	1,001(11.2)
国際関係費		73(2.8)	71(39.2)
宇宙開発・科学技術関係費		47(6.8)	44(0.0)
農業関係費		23(△20.7)	29(16.0)
天然資源・環境整備・エネルギー関係費		197(15.2)	171(51.3)
商業・運輸関係費		193(19.9)	161(△ 6.4)
地域開発費		79(2.6)	77(45.3)
教育・労働費		194(△ 8.1)	211(15.9)
保健関係費		432(9.9)	393(17.7)
社会保障関係費		1,439(4.2)	1,381(8.4)
復員軍人関係費		183(△ 0.5)	184(0.0)
国債利子		397(4.5)	380(9.8)
一般行政費		39(5.4)	37(27.6)
一般地方交付金		81(△ 9.0)	89(25.4)
その他(重複控除等)		△ 99(—)	△ 117(—)

(注) カッコ内は前年度比増減(Δ)率・%、ただし、財政年度期間変更により、77年度(76年10月~77年9月)については、76年度(75年7月~76年6月)との比較。

績見込み比11.0%増と前年度(実績見込み+18.0%)に比べ伸び率がかなり鈍化すると見込んでいる。

(3) 歳出面では、全体の伸びを前年度(実績見込み+12.2%)はもとより過去10年間の年平均増加率(+10%)をまかなり下回る7.0%増(前年度実績見込み比)に抑えている。これを歳出項目別に見ると、高い優先度を与えられた国防費は前年度実績見込み比12.2%増と前年度(実績見込み+11.2%)を上回る伸びが見込まれているものの、歳出のなかで最も比重の大きい社会保障関係費が前年度実績見込み比4.2%増にとどまっているほか、教育・労働費(同-8.1%)、一般地方交付金(同-9.0%)等では前年度実績見込みを下回っている。

(注) フォード大統領提案の減税内容は次のとおり。

個人……①基礎控除額の引上げ(1人当たり)

現行750ドル→1,000ドル

②概算控除最低額の引上げ(1人当たり)

独身者、現行1,700ドル→1,800ドル

妻帯者、現行2,100ドル→2,500ドル

③中・低所得者層の個人所得税率引下げ

企業……①法人税率の引下げ

現行48%→46%

②現行10%投資税額控除措置の恒久化(現行措置は80年末までの時限措置)

③高失業地域における加速償却制度の導入

なお、本減税措置とは別に、本教書では社会保障税(78年1月実施増税額13億ドル)を中心に総額14億ドルの増税措置が提案されている。

2. なお、本予算編成の前提となる米国経済の見通しとしては、実質成長率を77年中5.2%、78年中5.1%(76年実績見込み6.2%)と、また失業率(年平均)は77年7.3%、78年6.6%(76年実績見込み7.7%)と予想している(第2表参照)。

(第2表)

予算教書にみられる米国経済の中期展望

(単位・10億ドル、%)

	1975年	1976年	1977年	1978年	1979年	1980年	1981年	1982年
	実績	実績見込み	見通し					
GNP								
名目	1,516	1,693	1,880	2,092	2,334	2,579	2,784	2,963
伸び率	7.3	11.6	11.1	11.3	11.6	10.5	7.9	6.4
実質	1,192	1,265	1,331	1,398	1,480	1,562	1,623	1,680
伸び率	△1.8	6.2	5.2	5.1	5.9	5.5	3.9	3.5
物価								
GNPデフレーター*	7.1	4.7	5.9	5.7	5.2	4.4	3.5	2.5
CPI**	7.0	4.8	5.3	5.2	4.9	4.3	3.4	2.4
失業率	8.5	7.7	7.3	6.6	5.7	4.9	4.8	4.7

* 当年第4四半期と前年第4四半期との比較。

** 当年12月と前年12月との比較。

◇フォード大統領の1977年経済報告

フォード大統領は1月18日、1977年の大統領経済報告を議会に提出した。本年の経済報告では、恒例の「米国経済の年間回顧」、「今後の経済政策方針および米国経済の展望」、「世界経済の回顧」の3章のほか、「供給力拡大政策」に1章を割いている。特に「今後の経済政策方針および米国経済の展望」、「供給力拡大政策」の章においては、景気の持続的拡大とインフレなき完全雇用の回復をめざし、①民間設備投資の拡大による民間主導型の景気回復に重点を置いているほか、②人的・物的資源の効率的利用による生産能力拡大を提唱している。

本経済報告の概要は次のとおり。

- (1) 本年の経済政策は、①経済の持続的拡大を図り、高水準の失業を低下させるよう運営すべきであるが、②反面、過度の拡大策はインフレ再燃を不可避とするため、節度ある財政金融政策を従来通り続けることが必要であり、③さらに民間経済の活力を再生させるものでなければならない。

特に財政政策については、財政規模が過大になれば財・サービスの生産・分配面にゆがみを生じさせるため、慎重な予算運営が必要である。また財政面からの景気刺激策は財政支出の拡大や一時的な税金還付によってではなく、恒久減税により行うべきである(本減税措置については、要録「フォード大統領、最後の予算教書を発表」参照)。

- (2) 中期的観点から供給力拡大政策についてみると、インフレを加速させずに総需要を増加させ資源の完全利用を図ることに資するよう、財政金融政策等マクロ的な政策の補完措置として次のような個別的政策が必要である。

- ① 設備投資については、④短期的には景気拡大のけん引力となり現在の高水準の失業率を引下げ、今後とも増大の見込まれる新規労働力に雇用機会を提供し、⑤長期的には、将来の生産性上昇、供給力拡大をもたらすことによりインフレ圧力の軽減および実質賃金の引上げを可能にするものであるため積極的に増大を図る必要がある。このため、設備投資促進策として、投資税額控除措置の恒久化、法人所得税率の引下げ、加速償却制度の導入を図るほか、投資資金確保のため社会保障制度の再検討を含め貯蓄奨励のための環境作りを行うべきである。

- ② 技術の未熟練、労働力のモビリティ欠如等に起因する構造的失業や失業保険制度の行きすぎによる安易な失業を解消するためには、職業訓練計画、失業保険制度を見直す必要がある。

- ③ 政府による産業規制は資源配分をゆがめ経済の潜在成長率を低下させているので、運賃規制の弾力化・新規参入制限の緩和(航空、トラック輸送)、価格規制の撤廃(天然ガス)等諸規制の見直しをすすめるほか、特に農業生産面では価格・生産・土地利用等の規制を極力排除するとともに生産・市場等の動向に関する情報の整備、基礎研究の拡充等により生産の効率化を図ることが必要である。

- (3) なお77年の経済見通しとしては、実質GNP成長率は+5～5.5%と76年(+6.2%)に比べ若干鈍化すると見込まれる。その際、実質GNPの需要項目別の見通

しは次のとおりになるものと予想される(前年比、カッコ内は76年の前年比<速報>)。

個人消費	+4～5% (+5.5%)
設備投資	+9% (+3.9%)
在庫投資	+20～40億ドル (+212億ドル)
政府支出	+3.5% (+1.2%)

また失業率は77年末には約7%に低下する(76年12月7.8%)と見込まれるほか、インフレ率(GNPデフレーター)は+5～6%程度にとどまる(76年+5.2%)と予想される。

◇カーター氏、米国大統領に就任

Jimmy Carter 前ジョージア州知事(民主党)は1月20日、米国第39代大統領に就任した。また副大統領にはWalter Mondale 前上院議員が就任した。なおカーター政権の主要経済関係は次のとおり(カッコ内は主な前歴)。

- 国務長官 Cyrus Vance (ジョンソン政権下の国防次官)
- 財務長官 Michael Blumenthal (ケネディ政権下の国務次官補)
- 商務長官 Juanita Kreps (デューク大学副学長、女性)
- 労働長官 Ray Marshall (テキサス大学教授)
- 行政管理予算局長官 Thomas Lance (ジョージア・ナショナル銀行頭取)
- 経済諮問委員会委員長 Charles Schultze (ジョンソン政権下の予算局長)
- 大統領補佐官(エネルギー担当) James Schlesinger (フォード政権下の国防長官)

◇カーター新大統領の景気刺激対策

カーター新大統領は1月31日、減税および雇用促進事業関係支出拡大からなる総額312億ドル(77～78年度)の景気刺激対策を議会に提案した(注1)。提案に先立ち同大統領は、「現在の米国経済の成長率および失業率は満足すべき水準とはいえず、この状況から脱却するためには本対策の実施が不可欠である」旨言明した。

(注1) 本対策は1月7日、当初案(総額230～300億ドル)が発表されて以来各界の意向を踏まえつつ細部の検討を進めてきた結果最終案として提案されたものである。

本提案をみると、①景気刺激効果の持続を図るため77～78年度の2年度にわたる措置となったこと、②景気情勢に応じて弾力的な刺激策がとれるよう配慮されており、77年度は個人所得税の一時的還付により即効的な景気刺激策に重点を置き、78年度は雇用促進のための財政支出拡大に重点を置いたこと、③81年度までに財政収支

の均衡を達成するとの意図もあり、財政赤字の定着化を招きやすい恒久減税は相対的に比重を小さくしていること等が特徴的である。

なお、本提案が実施に移された場合、「実質GNP成長率は本年第4四半期には前年比+5.75~6%(本対策が実施されない場合には同+4.5~4.75%)に高まろう」(シュルツ大統領経済諮問委員会委員長)とされているほか、「失業率は昨年12月の7.8%から本年第4四半期には6.7~6.9%まで低下しよう」(同)と予想されている。一方、これにより77年度財政赤字は670~690億ドルに達するものと予想されており、フォード前大統領が78年度予算教書のなかで見込んでいた572億ドルに比べ赤字幅が100億ドル以上拡大する見込みである。

本提案の主な内容は次のとおり。

- (1) 個人所得税の一時的還付(注2)(77年度に限り114億ドル)。

77年度に限り76年中の個人所得税を納税者および同扶養親族1人当たり50ドル還付する(総額96億ドル)。また76年中納税を免除されていた社会保障受給者等低所得者に対しても77年度に限り「特別支給(Special Payments)」として一人50ドルずつ支給(総額18億ドル)。

(注2) 本措置によれば夫婦子供2人の標準世帯の場合は200ドル(50ドル×4)の支給を受けることとなり、また米国民の96%が本措置の対象となるとされている。

- (2) 個人所得税減税(77年度15億ドル、78年度55億ドル) 個人所得税算定の際の概算控除額(1人当たり)を、独身者は現行の1,700~2,400ドルから一律2,400ドルに、また妻帯者は現行の2,100~2,800ドルから一律2,800ドルに引上げ、本措置を恒久化。

- (3) 企業減税(77年度9億ドル、78年度27億ドル)

企業に対し、①社会保障税(Social Security Taxes)のうち企業負担分の4%控除による減税か、または②投資税額控除率の引上げ(現行10%→12%)による減税か、いずれか選択させる(注3)。

(注3) 本措置により資本集約的産業(投資税額控除率引上げの選択が有利)、労働集約的産業(社会保障税減税の選択が有利)ともに減税の恩恵に浴することになる。

- (4) 雇用促進事業関係支出増(77年度17億ドル、78年度76億ドル)

現行の公共サービス関係雇用計画(Public Service Employment Program)増わく(現行30万人→77年度50万人→78年度60~72.5万人)、失業対策事業(Emergency Public Works Program)の拡充(現行20億ドル→42億ドル)、職業訓練計画(Comprehensive Employment Training Acts)の拡充、高失業地域に対す

カーター大統領提案による今次景気刺激対策の内容

(単位・億ドル)

	1977年度	1978年度	計
一時的個人所得税還付	114	—	114
納税者} 1人当り	96	—	96
社会保障受給者} 50ドル	18	—	18
個人所得税 恒久減税 (概算控除 引上げ)	15	55	70
企業に対する恒久減税	9	27	36
雇用促進事業関係支出増	17	76	93
公共サービス関係雇用 計画	7	34	41
失業対策事業	2	20	22
職業訓練計画	3	16	19
雇用対策補助金支出	5	6	11
計	155	157	312

る雇用対策補助金支出等により77~78年度中80万人の雇用を増加させる。

◇米国輸出入銀行、貸出金利引下げ

米国輸出入銀行は1月5日、同行直接融資に対する金利を従来の8.25~9.5%から8.0~9.0%(貸出期間に応じて適用)に引下げ、即日実施する旨発表した。なお①対外競争上必要と認められる場合には従来同様に上記の公式金利よりも低い金利が適用される(ただし、米国市中銀行融資分を含めた借入先の当該輸出にかかわる平均金利は76年6月発表の輸出金融条件に関する新ガイドラインで提示された金利<例えば期間5年超、後発発展途上国向け金利は7.5%>を下回らないものとする。51年7月号「要録」参照)こととされ、また②市中銀行保有の輸出債権を見返りとして行う融資(discount loan)および海外の輸入者に対する海外金融機関との協調融資(CFF, Cooperative Financing Facility)の金利は従来の8%に据置かれている。今次貸出金利引下げ措置につきダブルルール同行総裁は「昨年10月以来の米国における金利の軟化傾向および輸出入銀行自身の借入れコストの低下を反映したもの」と説明している。

◇カナダ、公定歩合および第2線準備率引下げ

カナダ銀行は1月31日、公定歩合を8.5%から8.0%に引下げ、2月1日から実施する旨発表した。カナダの公定歩合引下げは昨年11月22日、12月22日(各0.5%引下げ)に引続く3度目の措置である。またカナダ銀行は同時に、第2線準備率(注)についても5.5%から5.0%に引下

げ、2月以降実施する旨を発表した。第2線準備率引下げは75年2月28日発表(6.0%→5.5%、同3月以降実施)以来ほぼ2年ぶりの措置である。

今次公定歩合引下げにつき、ブイ・カナダ銀行総裁は「11月、12月の引下げ措置の場合と同様、マネーサプライの増加率鈍化と実体経済の伸び悩みに対処したもの」と説明している。

(注) カナダ銀行の支払準備制度は固定現金準備制度(特許銀行の要求払預金残高および定期預金残高につき常時各12%および4%の現金準備保有を義務づけている)および第2線準備制度の二つからなる。第2線準備制度は、特許銀行のカナダ・ドル建総預金債務に対し、カナダ銀行預け金・手元銀行券(前記現金準備制度における所要額を除く)、政府短期証券および証券業者向け翌日物コール・ローンの形で保有を義務づけており、12%の限度内で変更しうることとなっている。

欧州およびアフリカ諸国

◇EC、EC委員会委員の交替

EC委員会(la Commission Européenne)(注)は、オルトリ委員長ほか12名の委員の任期終了(76年12月末)に伴い、77年1月6日、ジュネクス前英国内相を委員長とする新陣容で発足した(新委員会発足までの間は前委員会が事務を代行)。

(注) EC委員会はEC加盟各国政府の合意に基づき選出された13名の委員から構成される。委員の任期は委員長、副委員長については2年、その他の委員では4年となっており、いずれも再任が認められている。委員会は議決機関である理事会(Le Conseil、閣僚理事会<le Conseil des Ministres>)および欧州理事会<le Conseil Européen>の下にある執行機関でその主要業務は次のとおりである。

イ)「欧州共同体を設立する条約(所謂『ローマ条約』、1957年3月25日調印)」の規定および閣僚理事会等ECの諸機関が採択した措置の実施状況を監督する。

ロ)「ローマ条約」が定めているECの目的を実現するために必要と認められる勧告・提案を閣僚理事会に提出する。

ハ) 閣僚理事会の決定した規定を実施する。

新委員は以下のとおりである(〈 〉内は担当業務)。

Roy Jenkins*(英国)…委員長<事務局、法務、広報>

François-Xavier Ortoli(フランス)…副委員長<経済金融、信用投資、統計>

Wilhelm Haferkamp(西ドイツ)…副委員長<対外関係>

Finn Olav Gundelach(デンマーク)…副委員長<農業・漁業政策>

Lorenzo Natali*(イタリア)…副委員長<EC拡大問題、環境保護、原子力の安全管理、欧州議会直接選挙に関する問題、EC加盟国政府との関係調整>

Henk Vredeling*(オランダ)…副委員長<雇用・社会問題、雇用に関する政府・労・使三者会議に関する事項>

Guido Brunner(西ドイツ)…委員<エネルギー、科学研究、教育>

Antonio Giolitti*(イタリア)…委員<EC諸基金の調整、地域政策>

Etienne Davignon*(ベルギー)…委員<域内市場政策等、産業・技術政策>

Claude Cheysson(フランス)…委員<開発政策>

Raymond Vouel(ルクセンブルグ)…委員<競争政策>

Richard Burke*(アイルランド)…委員<税制、消費者問題、運輸、欧州議会に関する問題>

Christopher Tugendhat*(英国)…委員<予算、財務管理、金融機構、人事庶務>

(注) *印は新任を示す。

◇西ドイツ、7%もの連邦鉄道債を発行

西ドイツの国債引受けシンジケート団小委員会は1月18日、本年最初の連邦鉄道債の発行を決定した。その発行要領は以下のとおりであるが、最近の債券相場の堅調を映じて、前回発行時(昨年8月下旬、51年9月号「要録」参照)に比べて期間が延長された(8→10年)ほか、表面金利も引下げられている(8.25→7%)。

発行額	900百万マルク
表面金利	7%
期間	10年
発行価格(対額面金額比)	99.5%
応募者利回り	7.07%

売出し期間 1月21日～1月25日(ただし上記発行額中100百万マルクについては、ドイツ交通信用銀行が直接引受け、さらに200百万マルクについては発行者が市場価格操作のため留保する)

◇西ドイツ政府、1977年度予算案、中期財政計画を決定

西ドイツ政府は1月26日、1977年度(1～12月)予算案および中期財政計画(注)(1976～1980年度)を閣議決定した。その概要次のとおり。

(注) 中期財政計画とは、1967年6月に成立した「経済安定・成長促進法」第9条により、連邦政府がその予算案とともに毎年策定することを義務づけられているもの。

1. 77年度予算は、歳入が1,490億マルク、前年度実績見込み比+9.6%となった一方、歳出は1,718億マルク、前年度実績見込み比+6.2%にとどまったため、収支じりでは228億マルクの赤字と前年度実績見込み(258億マルクの赤字)を30億マルク下回る水準となっている(次表)。

西ドイツの1977年度連邦予算案

(単位・億マルク、△印は赤字)

		1976年度 (実績) (見込み)	1977年度 (予算案)	前年度比 伸び率(%)
歳 出	労働省	393	382	- 2.8
	国防省	319	324	+ 1.6
	運輸省	197	204	+ 3.6
	厚生省	135	149	+ 10.4
	その他とも計	1,617	1,718	+ 6.2
歳入(注)	1,359	1,490	9.6	
収支じり	△ 258	△ 228		

(注) 造幣収入、景気調整準備金取崩し等を含まない。

2. 中期財政計画の目標は、歳出入の整理合理化を通じて漸次財政赤字を縮小していくことにあり、こうした問題意識のもと作成された歳出入の概要は次のとおりとなっている(下表)。

(1) 歳出面では人件費の削減など消費的支出を極力圧縮するほか、投資的支出もある程度抑制することにより全体の伸び率を各年度とも前年度比6~7.5%にとどめる。

(2) 一方歳入面では78年度以降付加価値税率を上げる(11→13%、軽減税率適用分は5.5→6%)ほか経済成長の持続(実質成長率見通し、77年度+5%、78~80年度各+4%)に伴う税収増加から各年度とも歳出を上回る伸び率(7.6~10.7%)を期待。

(3) この結果、収支じり赤字は76年度の258億マルク(実績見込み)から漸次縮小傾向をたどる見込み(80年度、155億マルクの赤字)。

なお、政府が目下策定中の公共投資計画(1977年年次経済報告に関する別項参照)は77年度予算案、中期財政計画には計上されていない。

西ドイツの中期財政計画(1976~1980年度)

(単位・億マルク、△印は赤字)

	1976年度 (実績見込み)	1977年度 (予算案)	1978年度 (計画)	1979年度 (計画)	1980年度 (計画)
歳出 (前年度比・%)	1,617 (+3.5)	1,718 (+6.2)	1,847 (+7.5)	1,958 (+6.0)	2,075 (+6.0)
うち公共投資支出	215	230	235	243	251
歳入(注1) (前年度比・%)	1,359 (+10.3)	1,490 (+9.6)	1,650 (+10.7)	1,785 (+8.2)	1,920 (+7.6)
うち税収(注2)	1,310	1,440	1,602	1,733	1,863
収支じり	△ 258	△ 228	△ 197	△ 173	△ 155

(注1) 造幣収入、景気調整準備金の取崩し等を含まない。

(注2) 1978年度以降は付加価値税率の上げ(11→13%)が前提となっている。

◇西ドイツ政府、1977年年次経済報告を発表

1. 西ドイツ政府は1月26日、要旨以下のような1977年年次経済報告(Jahreswirtschaftsbericht)(注)を閣議決定発表した。

(注) 「経済安定・成長促進法」第2条に基づき政府が議会に対し提出義務を負っているもの。

(1) 本年の西ドイツの景気は、内外経済になお大きな不確定要因があるものの、引続き拡大傾向をたどろう。もっとも拡大テンポはややスローダウンする見通し。

(2) 本年の経済政策の最重要目標は雇用の促進である。しかし現在の高水準の失業は、循環要因によるものばかりでなく、構造的な要因に起因するところも大きいので、時間をかけて解決していく必要がある。従って雇用促進を急ぐあまり物価安定を阻害するようなことがあってはならない。

(3) さらに、失業問題解決のためには、企業と労働組合との協力が必要であり、それぞれの社会的責任を自覚することが要請される。例えば労組は賃上げ交渉に際し節度ある行動をとるとともに、企業は時間外労働を増やすかわりに新規雇用の促進をはかるべきである。

(4) 政府としては、設備投資の拡大が是非とも必要と考える。合理化・省力化投資も長い目でみれば雇用機会を拡大することになる。政府は企業投資促進のため、その環境づくりを積極化する方針である。

(5) 同時に政府は財政赤字の削減に注力しなければならず、このため1978年以降付加価値税率を11%から13%に上げることとする。

(6) 本年の経済見通しは次のとおりである。

イ. 経済成長率は、輸出、消費、設備投資の回復等に伴い、名目で+8.5~9.5%(76年+9%)、実質+5%(同+5.5%)が見込まれる。

ロ. 需要項目別(いずれも名目)には、輸出が幾分テンポを弱めながらも引続き着実な増加を示すほか、個人消費は雇用面の改善等を映じて+8~9%(76年+8%)の伸び率になると予想される。また設備投資は設備稼働率の上昇、企業収益の堅調な増加(企業・財産所得の伸びは+9~10%、76年+14%)等から76年(+7%)をかなり上回る伸び(+9~10%)となる見通し。

ハ. こうした最終需要の順調な伸びを映じて、在庫投資もかなりの増加(+180~200億マルク、76

西ドイツの政府年次経済報告の経済見通し

(単位・%)

	1976年 (実績見込み)	1977年
GNP 成長率 (実質)	+5.5	+ 5
〃 (名目、以下同じ)	+ 9	+8.5~9.5
うち個人消費増加率	+ 8	+8~9
政府消費 〃	+6.5	+7~8
設備投資 〃	+ 7	+9~10
(うち公共投資 〃)	(- 3)	(+1~2)
在庫投資(億マルク)	+130	+180~200
海外経常余剰(〃)	+245	+240~260
非自営労働による粗所得増加率	+ 7	+8~9
企業・財産所得増加率	+14	+9~10
失業率	4.6	4弱
生計費上昇率	+4.5	+ 4弱
GNPデフレーター 〃	+ 3	+ 3.5

年+130億マルク)を示そう。

ニ. この間、雇用面では緩やかながらも改善傾向を持續、失業者数は年平均85~90万人(76年同106万人)に減少すると見込まれるため、失業率(年平均)も4%弱(76年4.6%)まで低下するとみられる。

ホ. 次に物価は、国内の供給余力がなお大きいほか、生産性の上昇も見込まれるため、引続き落着き傾向を持續するとみられ、生計費は年平均+4%弱(76年+4.5%)と上昇率の低下が見込まれる。

2. 本決定後の記者会見におけるフリーデリクス経済相の発言は次のとおり。

(1) 西ドイツの景気は、一般的なムードよりも良い状態にある。しかも、今後の景気回復は急激なものであってはならず、緩やかなものに抑えることが必要と思われる。

(2) 政府は、今後数年間にわたり総額100~120億マルクの公共投資計画を策定中であり、本年については30億マルク程度を考えている。本計画は2月中に州政府との調整を行ったうえ、3月にも閣議決定される見込みである。

◇英国のIMF借入れ要請に対しIMF理事会正式に承認

IMF理事会は1月3日、対英スタンド・バイ取決め(stand by arrangement)の締結を承認した(1月号「要録」参照)。その内容次のとおり。

- (1) 取決め額 33.6億SDR(約39億ドル)
- (2) 引出し期間 24ヵ月
- (3) 引出し限度等

最初の12ヵ月間の引出し可能限度額は19.5億SDR(うち、10億SDRについては本承認後即時引出し可能)。なお、IMFは1978年1月16日までに英国経済の情勢につき検討を行う。

(4) IMFのGAB(一般借入れ取決め)参加国からの借入れ(注)

IMFは、本取決めに基づく英国の引出し資金調達のため、GAB参加国から25.6億SDRにのぼる借入れを要請することができる。

(注) 10ヵ国蔵相代理会議は76年12月22日、上記IMFの対英信用供与のため、GABを発動することを正式に決定。

参加国および分担額は次のとおり。

国名	分担額 億SDR
米 国	9.45
西 ド イ ツ	7.85
日 本	5.55
オ ラ ン ダ	1.05
カ ナ ダ	0.55
フ ラ ン ス	0.50
ベルギー	0.45
スウェーデン	0.20
合 計	25.60(注)

(注) 上記GAB借入れ以外にスイスからの借入れ3億SDR、IMFの通常の資金5億SDRを含めて合計33.6億SDRとなる。

◇英国、ポンド残高処理に関する声明を発表

1. 英国政府は1月11日、B I S(国際決済銀行)中央銀行総裁会議(1月10日)において海外公的ポンド残高処理に関し30億ドルにのぼる対英中期スタンド・バイ信用を供与することで概括的合意が得られた旨発表した(注)。

合意内容は次のとおり。

- (1) 総 額 30億ドル
- (2) 期 間

イ. 資金の引出し期間 2年(ただし全協定参加国の同意により1年間延長可能)

ロ. 返済期限 引出し期間終了後4年

(3) 参加国および分担額

国名	分担額 億ドル
米 国	10
西 ド イ ツ	6
日 本	4.5
ス イ ス	3
ベルギー	1.5
オ ラ ン ダ	1.5
カ ナ ダ	1
スウェーデン	未公表

その後前記8ヵ国以外に、オーストリア、デンマークおよびノルウェーの参加が発表された(分担額未公表)。

(4) 発動条件

協定の対象となるのは公的保有残高のみであり、公的保有残高が76年12月水準を下回った場合(ただし下記(5)の譲渡可能中期外貨建債券への転換により減少した分は除く)に資金の引出しが可能。

(5) ポンド残高吸収措置

ポンドの準備通貨としての役割を縮小していく操作の一環として、英国政府は公的ポンド保有者に対し、保有ポンドと引換えに譲渡可能中期外貨建債券を発行する(条件は市場実勢並び)。

(注) BIS中央銀行総裁会議におけるポンド残高処理に関する合意はこれまで2度にわたり成立している(1966年6月…第1次バーゼル協定、1968年9月…第2次バーゼル協定)。

2. 本措置に関しヒューリー蔵相は「協定の目的は国際金融市場の安定性(greater international monetary stability)を確保し、公的保有ポンド残高の取崩しによってポンド相場および為替市場に攪乱の影響が生ずるのを防ぐことのほか、英国政府が準備通貨としてのポンドの役割を秩序立って(orderly)減退させていくことを可能ならしめることにある」と説明している。

◇英蘭銀行、特別預金預入率を引下げ

1. 英蘭銀行は1月13日、全銀行(北アイルランド系銀行を除く)および割賦販売金融会社に対する特別預金預入率を現行の6%から3%へ引下げることとし、3%の引下げ分のうちすでに預入済みの金額(特別預金対象債務の2%相当)については1月17日に払戻すとともに、1月28日に追加預入が予定されていた額(注1)(同1%相当)の預入を取りやめる旨発表した。さらに同行は1月27日、上記対象金融機関に対する特別預金預入率を1月31日以降3月9日(注2)までの間、一時的に1%引下げ(3→2%)旨発表した。

(注1) 当初預入予定日は11月15日であったが、英蘭銀行が預入日を12月14日、77年1月28日と2度にわたり延期していたもの(51年12月号、52年1月号「要録」参照)。

(注2) 上記期間は延期されることもあり得るとされている。

2. 上記措置に関し英蘭銀行では、「国債の売行きが極めて好調(注)であるうえ、季節的にみても法人税を中心とする納税期に入ることから、金融市場が著しくひっ迫し、銀行部門の流動性準備もかなり圧迫を受けているために採用した技術的措置である」と述べている。また、1月27日の特別預金預入率の引下げを一時的措置とした点につき同行では、「金融市場圧迫要因は納税期終了とともにある程度緩和されると予想されるため」と説明し

ている。

(注) ちなみに1月13日発行の短期国債600百万ポンド(期間4年、表面利率12.75%、償還利回り13.82%)および1月20日発行の長期国債(期間16年、表面利率13.75%、償還利回り14.38%)はそれぞれ1月13日、27日に売切れとなっている。

◇英国、金融制度調査会第1回会議を開催

金融制度調査会(注1)(The Committee to Review the Functioning of Financial Institutions)は1月18日、第1回会議を開催し、同会議の後、ウィルソン会長は今後の研究課題等について概要次のとおり発表した。

(1) 産業、貿易関係投資資金の需要・供給を中心研究課題とし、具体的には以下の順序で検討を進める。

イ. 英国における金融機関の役割と機能

ロ. 設備投資資金の需要と供給

ハ. 銀行等国有化の是非

(2) 大蔵省、英蘭銀行および新任顧問(注2)(consultant)の協力により、不動産市場の検討も併せて行う。これは、1970年代初にみられた不動産投資の盛行により、産業部門の資金需要が充足されなかった経緯にかんがみ決定された。

なお、本調査会は76年9月24日キャラハン首相が、銀行等国有化の問題とも絡み「英蘭銀行を含む現行金融制度の見直しを行う方針である」との意向を表明したのをうけて10月7日に設立されたものである(51年10月号「要録」参照)。

(注1) 同委員会の委員(17名)は次のとおり(1月5日任命)。

Clive Jenkins :	Leader, The Association of Scientific, Technical and Managerial Staffs
John Prideaux :	Chairman, National Westminster Bank
David Orr :	Chairman, Unilever
Lord Allen :	Leader, Shopkeepers' Union
Andrew Bain :	Professor of The Economics of Finance and Investment, Stirling University
Gordon Bayley :	Manager, The National Provident Institution
Zachry Brierley :	Welsh Development Corporation
Kenneth Bond :	Deputy Managing Director, General Electric Company
Kenneth Cork :	Chairman, Northern Ireland Finance Corporation
Ralf Dahrendorf :	Director, London School of Economics
Andrew Graham :	Economics Tutor, Oxford University
Richard Lloyd :	Chief Executive, Williams' and Glyn's Bank
Leif Mills :	General Secretary, National Union of Bank Employees
Joan Mitchell :	Reader in Economics, Nottingham University
Len Murrey :	General Secretary, TUC

Hugh Stephenson: Business News Editor, The Times
 Arthur Sugden: Chief Executive Officer, Co-operative Wholesale Society
 (注2) 顧問は次の2名。
 Peter Moore: Deputy principal, London Business School
 David Bruce: Cazenoves(stockbroker)

◇英国政府、中期ユーロ借入れ計画を発表

1. 英国政府は1月24日、15億ドルにのぼる中期ユーロ借入れを計画している旨発表。

その概要は次のとおり。

- (1) 借入れ主体 大蔵省
- (2) 金額 15億ドル
- (3) 期間 最長7年(平均約6年)
- (4) 金利 当初2年間は London Interbank offered rate(Libor)の $\frac{7}{8}$ %高。
3年目以降は Libor の1%高。
- (5) 借入れ先 英国、米国および西ドイツの大手商業銀行

2. 本借入れに関しヒューリー蔵相は、「英国の国際収支は改善しつつあるとはいえ、なお赤字を続けており、外貨準備は英国の対外取引規模および国際的基準に比べ著しく低水準となっている。このような情勢下、外貨準備補強のため安定的な中期借入れを行っておくことが重要と考えた」旨説明している。

◇英国、ロンドン手形交換所加盟銀行、貸出基準金利を引下げ

ロンドン手形交換所加盟銀行大手4行(Barclays, National Westminster, Midland および Lloyds)は1月26日および2月4日の2回にわたり、76年10月以来14%に据置いてきた貸出基準金利を各々1%、0.5%引下げた(この結果同金利は2月4日以降12.5%)。また7日もの通知預金金利も同様に各々1.5%、0.5%引下げられ2月4日以降9.0%となった。

なお、上記引下げに関し National Westminster 等では、「これは最近における最低貸出歩合の大幅低下および市場金利の低下傾向に追従したものである」と説明している。

◇英国、労働者の企業経営参加に関する政府諮問委員会の答申について

1. 「産業民主化に関する諮問委員会(The Committee of Inquiry on Industrial Democracy)」(委員長、Lord Bullock)は1月26日、同委員会の多数意見(6対3)とし

て概要次のような労働者の直接的経営参加(direct representation of employees on company boards)の法制化を答申した。

- (1) 産業民主化は労働者代表を直接取締役会に参加させる形式により達成されよう。
- (2) 取締役会は労使同数の取締役およびこれらの取締役が共同で選出する社外取締役(a third group of co-opted directors、人数は取締役総数の $\frac{1}{3}$ 未満とする)によって構成する(注)。

(注) 本答申はこれを「2X+Y」構成と呼んでいる。なお取締役はすべて同等の法的義務(legal duties and liabilities)を有する。

- (3) 個々の企業において労働者の経営参加を行うかどうかは、当該企業の従業員が無記名投票によって決定する。この場合、投票の発議は従業員数の $\frac{1}{3}$ 以上を代表する1つまたは複数の関係労働組合が行い、労働者代表取締役の選出方法については当該企業内労働組合で構成される委員会決定する。

また、当該企業従業員以外の者を労働者代表取締役に選任することも妨げない。

- (4) 対象企業の範囲は従業員2千名以上の企業(参加企業の従業員総数が2千名以上の持株会社も含む)。

2. 本答申は、75年8月に上記委員会設置(50年9月号「要録」参照)されて以来1年余の検討を経て打出されたものであり、キャラハン首相は1月29日、同答申に関連し「産業民主化は20世紀における英国産業の発展にとって重要な課題であり、本年夏までに法案を提出するつもりである」と言明した。

なお上記答申に対する反響をみると、産業界が「労働者の経営参加を法制化すべきとの答申に基づいて政府と協議する意図はない」(英国産業連盟<CBI>)と強く反発しているほか、一般的にも「理論的、実務的観点からの反論を無視した一部急進分子の主張」(ファイナンシャル・タイムズ紙)等との批判が強い。これに対し労働組合は「本答申を歓迎する。政府は本答申に沿って速やかに行動をとるべきである」(労働組合評議会<TUC>)との見解を発表した。

◇英国政府、中期財政支出白書を発表

1. 英国政府は1月27日、1976~78年度(会計年度は4月1日から翌年3月31日まで)を対象とする「財政支出白書—第一部(The Government's Expenditure Plans-Part 1)」(注)を発表した。

(注) 従来5年度間を対象とする「中期財政白書」を策定していたが、今回は上記76~78年度分と79~80年度分とに分割し、後者は

白書第2部として今後発表される予定。

その主な内容は次のとおり。

- (1) 財政支出額(国債利子負担を含む、1976年価格表示)は77、78年度各々525億ポンド、531億ポンド(75年度実績、529億ポンド、76年度実績見込み、537億ポンド)とかなり抑制される形となる。この結果財政支出総額の対名目GDP(注1)比率は75年度の約46%から78年度には42~43%へ低下(注2)。

(注1) 本白書の計画策定の基礎となる実質GDP成長率見通しは77年度約2%、78年度2.5~3%。

(注2) 政府、地方公共団体の財貨・サービスに対する支出額の対名目GDP比率は、75年度の26.5%から78年度23~24%(71年度並み)へ低下。

財政支出計画(1975~78年度)
(76年価格ベース、単位・百万ポンド)

	1975 年度 (実績)	1976 年度 (実績 見込み)	1977 年度 (計画)	1978 年度 (計画)
中央政府	35,139	35,454	34,144	34,815
公営企業(国営企業を除く)	1,241	1,439	1,306	1,255
地方公共団体	15,436	15,005	14,102	13,860
小計	51,816	51,898	49,552	49,930
国債利子負担 予備費	1,128	1,800	2,300	2,300
	—	—	650	900
合計	52,944	53,698	52,502	53,130

- (2) 地方公共団体の財政支出額はこのところ、絶対額で見ても中央、地方を合わせた財政支出総額に占めるシェアで見ても低下してきている。しかし77年度についてみると地方公共団体が支出額を計画(141億ポンド、76年度見込み150億ポンド)の範囲内に抑えることは容易ではないと見込まれる。同計画を実現するためには地域によっては人員削減(注)あるいはサービス低下を余儀なくされよう。

(注) 地方公共団体職員約2百万人の1~1.5%に該当する20~30千人の人員削減が必要とされている。

2. なお同白書では、今後を展望して、「向う2~3年間は国際収支改善およびインフレ克服のための調整期間である」と述べるとともに「雇用環境の大幅改善を達成するには企業パフォーマンスの向上、特に輸出のより急速な増加を図る必要がある。このためには政府の諸施策も重要であるが、同時に国際競争力の改善等の環境変化に英国産業が適切に対応することが不可欠である」と述べている。

◇英蘭銀行、最低貸出歩合を引下げ

1. 英蘭銀行は2月3日、最低貸出歩合を最低貸出歩合算定方式(注)によることなく、12.25%から0.25%引下げた12%とし、即日実施する旨発表した(算定方式による

ことなく変更されたのは1976年10月7日の引上げ以来約4ヵ月ぶり)。これに伴い上記算定方式の適用は、最低貸出歩合12%の水準を変更することなく同方式が適用可能となる(すなわちTB入札平均レートが11.25%超11.5%以下の範囲内に入る)までの間、一時的に停止されることとなった。

(注) TB入札平均レートに0.5%上乘せ。ただし、端数は切上げて0.25%刻みとする。

2. 本措置に関し、英蘭銀行では次のようにコメントしている。

「1月中央の短期金利の急速な低下傾向は、英蘭銀行の市場調節によりこのところ幾分弱まってきているものの、依然として根強く、明2月4日のTB入札レートも引続き大きく低下する可能性がある。英蘭銀行としては、こうした短期金利の相次ぐ大幅低下を回避すべく、最低貸出歩合の低下幅を裁量的に0.25%にとどめたものである」。

◇イタリア、債券強制保有率を引下げ

1. イタリアの信用貯蓄閣僚審議会(Comitato Interministeriale per il Credito e il Risparmio)は76年12月20日、商業銀行等に対する債券強制保有率を77年上期(1~6月)中以下のように引下げる旨決定した。

- (1) 商業銀行等の一般金融機関(注1)(ただし農民・手工業者向け金融専門銀行および第2種動産抵当銀行を除く)は77年1~6月の期間中、76年12月~77年5月中の預金増加額の最低30%相当額(従来は預金増加額の42%(注2))を債券投資に充当すること(注3)。

(注1) 一般金融機関(aziende di credito)とは、商業銀行(公法銀行、全国的銀行、普通銀行、庶民銀行)、貯蓄銀行、第一種動産抵当銀行、その他の金融機関(農民・手工業者向け金融専門銀行および第二種動産抵当銀行)からなる。

(注2) 51年7月号「要録」参照。

(注3) 本制度において義務づけられている債券投資額は額面価格により計算される。

- (2) なお上記のうち預金貸付公庫(Cassa Depositi e Prestiti)が地方自治体の短期負債を肩代りするため発行する債券(発行条件等未詳)の投資額は、預金増加額の5%以内にとどめなければならない。

2. 今次措置が採られた背景につきイタリア銀行では、「対象金融機関の債券投資活動に対する自由度をやや高めようとするものであるが、同時に債券発行の季節性(通常年後半に増加)をも考慮して決定されたものである。しかしながらイタリア銀行としては現行の量的貸出規制を堅持する方針であり、その政策姿勢を変更するつもりはない」旨述べている。

◇イタリア、新たな家賃統制措置等を決定

1. イタリア政府は76年12月23日、適正家賃の設定等新たな家賃統制措置を内容とする法案を閣議決定した。本法案の概要は以下のとおり。

- (1) 適用対象……居住目的による借家契約。
- (2) 適正家賃の算定方法……適正家賃は、基準建設費(注1)をもとにその他の条件(注2)を考慮して決定される。ただし2年ごとに、生計費指数の上昇に応じてその上昇分の%を限度に引上げる。

(注1) 基準建設費(1平方メートル当り)は以下の額に定められる。

(1) 中古家屋……北・中部では25万リラ、南部では23.5万リラ。

(2) 新築家屋……毎年政府が金額を設定。

(注2) その他の条件は以下のとおり。

①当該家屋の所在地、②所在地(市町村)の人口密度、および③居住性。

(3) 統制方法

上記適正家賃以外の家賃を定める借家契約については、借家人はその無効を裁判所等に提訴することができる。

(4) 経過措置

上記適正家賃が現行家賃の水準より低い場合には、直ちに現行家賃を適正水準まで引下げ。逆の場合には3年間にわたって段階的に適正家賃の水準まで引上げることとする。

2. また政府は同日、上記法案成立までの経過措置として、従来実施してきた家賃凍結措置(注)を77年3月末まで3か月間延長する旨決定した。

(注) 76年5月13日に同年12月末を期限として実施されていたもの(詳細未詳)。

3. 今次一連の措置は、高率インフレのもと従来実施されてきた家賃凍結措置を継続することが困難になったためとられた措置であると一般に受け止められている。

◇イタリア、脱税防止策を強化

1. イタリア政府は76年12月30日、脱税防止策を強化する見地から、無作為抽出方式による所得追跡調査を行う旨発表した。

追跡調査の対象となるのは、①自家用ヨット、飛行機などの所有者、②卸売・小売商、③ホテル、レストランの経営者、④医者、弁護士などの自由業、等となっている。

2. 今次措置がとられた背景についてみると、イタリアでは巨額の財政赤字削減のため昨秋来財政緊縮措置が相次いで打出されているが、この間労組、共産党等から「常態化している脱税行為を放置しておくのは片手落」との批判が強まっていた折柄、こうした批判に応えるた

めに採られたものと一般には受け止められている。

◇イタリア経営者団体連盟、労働コスト抑制に関する協定を労組と合意

1. イタリア経営者団体連盟(注)(Confederazione Generale dell' Industrial Italiana, 略称 Confindustria)は昨秋以降、賃金・物価スライド制の修正等による労働コスト抑制を求めたアンドレオッティ首相の要請をうけて、イタリア労働総同盟等3大労組との間で中央交渉を継続してきたが、その間労使交渉の難航をながめて政府も積極的に交渉に介入、1月26日、概要以下のような内容の協定を労組との間で締結した。

(注) 地域別、業種別経営者団体により構成されており、労働条件等に関し3大労組と中央交渉を行うほか、傘下団体の対労組個別交渉を指導している。

(1) 今後退職金の算定基準を77年1月末時点での給与水準(ただし昇給分は従来同様算定基準に含まれる)に求めることとし、賃金・物価スライド制による賃金の物価調整分についてはこれを算定基準に含めない。

(2) 現在賃金・物価スライド制には、通常のスライド方式(注1)と「有利なスライド方式(注2)」の2種類があるが、この両者の間の格差を77年2月以降解消し一本化させるため労働協約の改訂を行う。

(注1) 通常のスライド方式(scala mobile)はほぼ全産業(ただし零細企業は除く)を適用対象としており、スライド方式は、物価上昇に応じて一定の物価調整手当を給与に上乗せするもので、具体的には下式による。

$$\left(\frac{\text{生計費指数の四半期中増加ポイン}}{\text{ト数}} \right) \times \left(\frac{\text{職種別、資格別に定められている1ポイント当りの物価調整手当基準額}}{\text{ト数}} \right) = \left(\frac{\text{翌四半期中の月給に追加される物価調整手当}}{\text{ト数}} \right)$$

なお物価調整手当基準額は、75年1月末の賃金・物価スライド制改訂(50年3月号「要録」参照)により、本77年2月1日以降一律に2.389リラとなる。

(注2) 「有利なスライド方式(scala mobile anomala o privilegiata)」とは、一部の公務員・国営企業職員(大統領府、国会等の職員、および銀行、保険、化学、電力、ガス等の国営企業の職員)を対象とする。上記「通常のスライド方式」が物価調整手当を付加する形となっているのに対し、本方式は、翌四半期中支給される給与自体を物価上昇に応じて手直しするもので(具体的算式は次のとおり)、物価上昇にスライドして基本給の部分が増加されるだけ「通常のスライド方式」よりも有利なものとなっている。

$$\left\{ \frac{\text{生計費指数の四半期中増加ポイン}}{\text{ト数}} \right\} / 100 \times K (\text{一定率}) + 1 \times \left(\text{現在の月給} \right) = \left(\frac{\text{翌四半期中支給される月給}}{\text{ト数}} \right)$$

(3) 本77年に限り7祝祭日の休日扱いを停止する。ただしそのうち2国民祝祭日については休日出勤手当が支給され、また5宗教祝祭日については実働時間に応じて追加手当が支払われる。なお78年以降については、本77年末に再度労使間交渉を行って検討することとす

る。

- (4) 年次有給休暇の利用の分散化。
- (5) 雇用促進等の見地から交替勤務制を活用する。
- (6) 今後経営者が労働者に対し兼職中止・時間外勤務を要請した場合には労働者はそれが現行労働協約等に合致したものである限り遵守することとする。
- (7) 企業内配置転換の円滑化。
- (8) 病欠チェック・システムの採用による怠業(assent-ismo)の排除。

2. 今次協定に対する反響をみると、労組側からは「極めて満足なものであり、今後イタリアの経済的発展を促進するのに貢献しよう」(3大労組)との声が聞かれるが、経営者側を中心に「総じて正しい方向への第一歩とはいえ、賃金・物価スライド制の抜本的改革は回避されているだけにイタリアの高率インフレや国際収支の大幅逆調を克服するには到底不十分」(カルリ経営者団体連盟会長)との強い批判が高まっている。特に今次協定締結に関連してアンドレオッティ首相が労組に対し、「政府としては賃金・物価スライド制にこれ以上手を触れぬ」旨の譲歩を行っているだけに、「今後政府が追加的な緊縮措置を決定せざるをえなくなるのは必至」との見方が一般的となっている。

◇オランダ、非居住者によるギルダー建長期債券の発行を再認可

1. オランダ銀行は76年12月29日、76年5月以降禁止していた非居住者によるギルダー建て長期債券の発行を77年1月3日以降再認可する旨発表した。

要件等次のとおり。

- (1) 起債限度 最高75百万ギルダー(外国為替市場で米ドルに転換することが必要)
- (2) 期間 最低10年
- (3) 返済方法 5回以上の均等額返済

2. 本措置に関しオランダ銀行は、「最近、国際収支が好調であり、外国為替市場におけるギルダー相場も強調を続けているため、資本流出を促す観点から採られたものである」と述べている。

◇オランダ、公定歩合を引下げ

オランダ銀行は1月6日、基準割引歩合を1%引下げて5%(約束手形割引歩合および担保貸付歩合も各1%引下げ6%)とし、翌7日から実施する旨発表した。今次措置は、昨76年11月29日に引下げに転じて以来2度目の引下げであるが、76年6月1日～8月20日間の5度にわたる引上げがほぼ0.5%刻み(76年8月16日のみ1.0%)

であったのに対し引下げ幅はいずれも1%刻みと大幅になっている。

なお、本措置についてオランダ銀行では、「銀行貸出が急増している折から、国内要因としては公定歩合引下げの理由に乏しいものの、最近海外金利が低下をみていることや、為替市場においてオランダ・ギルダーが堅調裡に推移していることなどから、対外面を配慮して引下げに踏切ったもの」と説明している。

◇ベルギー議会、所得政策の一部緩和に関する法案を可決

1. ベルギー議会は76年12月24日、所得政策(注)の一部緩和に関する法案を可決した。本法の概要は以下のとおり。

(注) ベルギー政府は75年11月7日、所得政策に関する法案(50年12月号「要録」参照)を閣議決定したが、その内容は議会審議の過程で大幅な修正を余儀なくされている。

(1) 賃金・物価スライド制の一部適用停止を解除

76年4月1日～12月31日の間、基準額(月給ベース、物価上昇にスライドして増加)(注)を超える給与所得者に対しては、労働協約で合意されている賃金・物価スライド条項は適用されないこととなっていたが、77年1月1日以降これを解除する。

(注) 「賃金等諸手当の物価スライドに関する法律」(1971年8月2日制定)の規定に従い40、250ベルギー・フラン(76年4月1日時点)を消費者物価上昇にスライドして調整した額。

(2) 一部非給与所得の凍結等を緩和

イ. 株式配当

75年決算にかかる株式配当(支払いは76年)は、73～75年中支払われた配当額のうちの最高額を限度とすることとなっていたが、77年に支払われる76年決算分については上記最高額の8.5%増までの支払いを認める。

ロ. 役員賞与

76年決算にかかる役員賞与(支払いは77年)は、75年決算水準(74年決算水準の75%に凍結)の8.5%増までの増額を認める。

ハ. 自由業の報酬

76年中における自由業に対する報酬は、75年12月末現在の水準に凍結されていたが、77年中については上記凍結水準比8.5%増までの増加を認める。

ニ. 不動産賃貸料

76年4月1日～12月31日の間、不動産賃貸料は75年11月1日現在の水準に凍結されていたが、77年中については、次のとおり規制を緩和する。

すなわち76年4月1日以前に締結された賃貸借契約に限り、従来比8.5%の賃貸料上げを認めることとする。なお同日以降新たに締結された契約の場合には、上げは認めない。

(3) 労働協約に対する規制の撤廃

75年11月1日以降締結された新規労働協約で給与等の上げを定めるものについては、その上げ分に関して一定の規制(注)が課されていたが、これを77年1月1日以降撤廃する。

(注) 新規労働協約の締結後9ヵ月間、この新規協約による給与等の引上げ額相当分のうち、

- (1) 半額は労働者に支払われるが、
- (2) 残額は労働者に支払われず、企業から直接「共同拠出基金(Fonds de Solidarité)」(老齢年金受給資格を暫定的に拡大すること<50年12月号、51年9月号「要録」参照>に伴う追加的要資を賄うため設立された基金)に払込まれ、
- (3) 同時に当該企業は上記(2)と同額をさらに追加して上記基金に払込まねばならない。

(4) 商品価格規制の一部緩和

商品価格の引上げに関しても規制(注)が実施されているが、77年中については、上記(1)の措置に伴う特別措置として賃金・物価スライド制によるコスト増加分についてはその価格転嫁を認める。

(注) 現行規制の概要は次のとおり。

76年4月1日以降、業者間の商品売買契約において個別商品価格の一般物価水準へのスライド条項を締結することは禁止されており、個別の価格引上げについては経済相が、「経済統制および価格に関する法律」(1971年7月30日制定)に基づいて当該企業の値上げ申請に対し認可を与えることとなっている。

2. 最近のベルギー経済は、これまでの厳しい所得政策の効果顕現や欧州共同フロート参加国通貨の再調整(昨年10月央)等から、物価、国際収支面でかなりの改善がみられる。すなわち消費者物価は騰勢鈍化傾向(前年同期比上昇率、76年第2四半期+9.5%→第3四半期+9.1%→10~11月平均+7.9%)にあるほか、貿易収支も76年8月以降黒字を回復している(<月平均>、76年第2四半期-101億ベルギー・フラン→第3四半期-36億ベルギー・フラン→10月13億ベルギー・フラン)。しかし鉱工業生産は夏場以降増勢鈍化をみている(前年同期<月>比、76年第2四半期+13.1%→第3四半期+11.4%→10月+9.4%)ほか、12月の失業者数も戦後最高の261千人に達するなど、このところ景気低迷の様相が濃い。ちなみに政府は77年の実質成長率見通しを3.4%(76年6月時点)から76年12月央には1.7%に下方改訂している。

今次一連の緩和措置は、このような情勢下、高水準の失業により萎縮している個人消費を刺激するとともに設備投資を巡る環境を改善することにより投資を喚起し雇用機会の拡大を図ることをねらったものとみられる。なおベルギー政府は今次措置に関連して、「この結果、賃

金についてはすべての規制が撤廃され、労働協約改訂交渉を通じて自由に引上げ幅を決定できることとなるが、政府としては引上げ幅を最高8.5%にまで抑えるよう希望する」旨述べている。

◇ベルギー中央銀行、公定歩合の引下げ等一連の金融緩和措置を決定

1. ベルギー中央銀行は1月5日、公定歩合の引下げ等以下のような一連の金融緩和措置を決定、6日から実施する旨発表した。

(1) 公定歩合の引下げ

イ. 再割引歩合(公定歩合)……9→8%

ロ. 債券担保貸付歩合

(イ) 貸付限度わく(注)内の貸付適用金利…10→8%

(ロ) 貸付限度わく外高率適用金利………10.5→8.5%

(注) 1月号「要録」参照。

(2) 市中金融機関に対する再割引限度わく(注)の拡大…従来の限度わく比10%増わく(この結果、わくの総額は約54億ベルギー・フラン増加することとなる)。

(注) 1月号「要録」参照。

2. 今次一連の緩和措置が実施された背景につきド・ストリッカー総裁は、「ベルギー・フランの安定化と国内市場金利の低下傾向が持続する一方、依然として高水準の失業が続き、景気回復の兆しがでてきていないという状況にかんがみ決定されたもの」と説明している。

◇スウェーデン、1977年度予算案を発表

1. スウェーデン政府(保守連立内閣)は1月10日、1977年度(1977年7月~78年6月)予算案を閣議決定、発表した。本予算案をみると収支じりは157億クローネの赤字と前年度(当初予算<以下同じ> 120億クローネ)を上回る戦後最高の赤字となっている。これは歳出規模が、社会保険給付の大幅拡充(注1)や雇用促進措置の充実(注2)等を背景に1,250億クローネと、前年度(1,102億クローネ)をかなり上回る(前年度比+13.4%)高水準となった反面、歳入規模が、かなりの額の所得税減税を予定しているのが響いて、1,093億クローネと前年度(982億クローネ)に比べ、比較的小幅の増加にとどまったことによる。

(注1) 社会保険給付の拡充措置等の概要は次のとおり。

(1) 児童手当を78年1月以降、現行の1,800クローネから2,100クローネに引上げる。

(2) 地方自治体所管の保育所等につき、国の財政援助を増額する。

(3) 年金受給者および妻を有する世帯主に対し、住宅補助金を増額する、等。

(注2) 主な雇用促進措置は次のとおり。

(1) 造船、鉄鋼、繊維、ガラス加工工業等に対する財政援助。

(2) 職業あつ旋業務の拡充、等。

2. なおフェルディン首相は、「今次予算案編成にあたっては、当面のスウェーデン経済にとって喫緊事である雇用の促進のため、思い切って大幅な赤字予算を組むこととした」旨述べている。

スウェーデンの1977年度予算案

(単位・億クローネ、△印は赤字)

	1976年度 (当初予算)	1977年度	前年度比 増加率(%)
歳入	982	1,093	11.3
歳出	1,102	1,250	13.4
収支じり	△ 120	△ 157	

◇南アフリカ、輸入預託金制度を撤廃

南アフリカ政府は2月1日、同国の経常収支の改善に伴い、76年8月に導入した輸入預託金制度(51年8月号「要録」参照)を2月2日以降廃止する旨発表した。

アジアおよび大洋州諸国

◇韓国、1976年の国民総生産(暫定)を発表

韓国銀行は、このほど1976年GNPの暫定推計結果を発表した。これによれば1976年の実質GNPは前年比15.2%増と73年(同+16.5%)以来の高い伸びを記録した(注)。これは、製造業部門(前年比+25.9%)が繊維、電気機器を中心とする輸出の急拡大を主因に高伸をみたほか、建設業・社会間接資本部門も政府建設投資の増大

韓国の国民総生産(実質ベース)

(前年比増減(-)率・%)

		1974年	1975年	1976年
GNP	総額	8.6	8.3	15.2
	農林水産業	5.6	7.1	8.3
	鉱工業	17.0	12.9	25.1
	うち製造業	17.5	12.9	25.9
	建設業および社会間接資本	5.4	12.2	15.7
	その他の	4.6	3.2	9.3
GN	個人消費支出	5.4	5.9	7.0
	政府の財貨・サービス経常購入	15.9	5.8	15.7
	総投資	19.5	1.0	17.0
	うち国内総固定資本形成	10.2	12.4	16.0
NE	財貨・サービスの輸出(控除)	- 2.3	16.2	40.2
	財貨・サービスの輸入	3.4	1.2	23.2

(注) 1970年不変価格による。

等を映じてまずまずの伸びを示し、さらに農林水産部門も食糧の豊作、漁業好調から好伸をみたことによるものである。

(注) 名目では12兆1,088億ウォン(前年比+33.4%、250億ドル相当)。同1人当たりGNPは338千ウォン(698ドル相当)。

◇韓国、1977年の外貨収支計画を発表

韓国政府は去る12月、77年の外貨収支計画(為替決済ベースの国際収支計画)を決定、発表した。計画の概要次のとおり。

- (1) 貿易収支…輸出は先進国の景気回復の鈍さを勘案し95.2億ドル、前年比+24.9%(前年実績同+55.0%)と計画。一方輸入は輸出産業の設備拡大に伴う資本財輸入等の増加を勘案し85.2億ドル、前年比+27.1%(同+19.9%)と計画。この結果、収支じりは10.0億ドル(前年9.15億ドル)と大幅黒字を持續する計画。
- (2) 貿易外収支…受取額は観光収入や海外建設請負活動に伴う収入増加が見込まれるものの、貿易拡大に伴う運賃・保険料の支払増加、借入利子支払、投資収益送金の増大から黒字幅は縮小する見込み(291→90百万ドル)。
- (3) 資本収支…以上のような経常収支の黒字持續を背景に短期資本の受入れを抑制することもあって、資本のネット受入れ額は97百万ドル(前年566百万ドル)に縮小する計画。

韓国の外貨収支計画

(単位・百万ドル)

	1977年計画	1976年実績(暫定)
経常収支	1,090	1,206
貿易収支	1,000	915
輸出	9,520(24.9)	7,621(55.0)
輸入	8,520(27.1)	6,706(19.9)
貿易外収支	90	291
受取	2,290	1,754
支払	2,200	1,463
資本収支	97	566
誤差脱漏	—	△ 285
外貨準備高	3,740	2,940

(注) カッコ内は前年実績比増加率・%

◇韓国、第4次5か年計画期間中の外資導入計画を発表

韓国政府は年12月末、本年を初年度とする第4次経済開発5か年計画(1977~81年)期間中に総額101.5億ドル(新規導入、確定ベース)にのぼる外資導入計画を決定、

その概要を発表した。同計画では、借款導入(96.5億ドル)に重点がおかれ、導入先については米国のウエイトが低下、世銀、アジア開銀等の国際機関やEC諸国のウエイト上昇が見込まれている。資金形態別、国別導入計画は次のとおり。

韓国の外資導入計画(第4次5か年計画期間中)

(単位百万ドル、カッコ内は1972~76年6月中実績)

	公共借款	商業借款	借款計	外国人直接投資
米 国	(676) 750	(1,153) 1,500	(1,829) 2,250	
日 本	(526) 500	(531) 1,350	(1,057) 1,850	
E C	(213) 1,200	(981) 1,350	(1,194) 2,550	
世 銀	(976) 1,650	—	(976) 1,650	
アジア開銀	(317) 650	—	(317) 650	
そ の 他	—	(516) 700	(516) 700	
合 計	(3,138) 4,750	(3,179) 4,900	(6,317) 9,650	
			(758) 500	

◇台湾、サウジアラビアからの借款成立

台湾当局は76年12月、サウジ開発基金との間で30百万ドルの借款契約を締結した。借款条件等は次のとおり。

- (1) 融資条件…金利 年4%、償還期間 5年据置き後15年。
- (2) 資金使途…鉄道電化資金。

台湾は石油危機以来輸出拡大、エネルギー確保の見地から積極的な中東接近政策を展開しているが、サウジアラビアからの今回の借款取入れは74年10月の30百万ドル(高速道路建設資金)、76年3月の50百万ドル(同追加建設資金)に次ぐもの(累計110百万ドル)。

◇香港、預貸金金利を引下げ

香港の為替銀行協会(The Exchange Banks' Association)は1月6日、海外金利の低下に伴う投機資金の流入抑制を図るため、預金金利を0.25~1.0%引下げるとともに、通知預金の申合せレートの廃止(事実上の受入れ停止)、ならびに普通預金の最高限度額(50万香港ドル)を決定、8日から実施した。新預金金利は次のとおり(年利・%、カッコ内は旧金利)。

普通預金	1.75(2.0)
定期預金	
3か月もの	1.75(2.75)
6か月 "	3.0(4.0)

12か月もの 4.0(5.0)

一方、預金金利の引下げに伴い主要英系2行(香港上海、チャータード)は1月8日、貸出プライム・レートを0.5%引下げ5.5%とした。

なお、今回定期預金金利が貸出レートの引下げ幅を上回って引下げられたのは、資金運用利回りの全般的な低下に伴い収益面に大きな圧迫を受けている地場中小金融機関筋からの強い要求によるものと伝えられる。

◇タイ、産業投資奨励法を改訂

タイ政府は、昨年12月9日、産業投資奨励法(1960年制定)を改定し、今春から実施する旨発表した。

その骨子および背景は次のとおり。

1. 改訂の骨子

(1) 首相権限の強化

投資委員会(Board of Investment)の委員長を従来 of 工業大臣に代えて首相とし、またこれまで内閣にあった副委員長および委員の任命権を首相に移行。

(2) 手続き面の円滑化

同法適用上の手続きを迅速化するため、次のことを定める。

イ、上記事務局は、当該企業に対し申請案件の認可決定を15日以内に通知する。

ロ、当該企業の会社登録、工場建設許可、ビザ等の手続きを一括処理する機関として、「投資サービス・センター」を上記事務局内に設置する。

(3) 税制面の優遇強化

法人税免除期間(注)中の損失は、同期間終了5年以内の利益から控除することを認める。

(注) 現行法では3~8年(今次改訂でも継続)。

(4) 投資委員会事務局の職務を明文文化

投資委員会事務局の職務を次のように定める(従来明文規定なし)。

イ、国内投資計画策定とそのフィージビリティに関する調査研究。

ロ、外国投資に関する調査研究。

ハ、国防および社会・経済開発上必要な産業への投資を奨励。

ニ、申請案件の検討および認可企業の監督・指導。

2. 背景

同国では、ベトナム戦争終結後、隣接諸国(ベトナム、ラオス、カンボジア)の共産化を反映して政情が不安定化したことから、投資が著しい停滞をみた。今次措置は、こうした状況下、国内投資を促進し、外国からの直接投資を刺激するためにとられたものとみられる。

◇インドネシア、証券市場の創設を決定

インドネシア政府は、昨年12月21日、経済安定閣僚会議を開き、証券市場の創設(本年7月に予定)を決定した。

今次決定の概要等は次のとおり。

- (1) 上場企業の選定、取引の仕組など基本的事項を決定するため、資本市場振興委員会(Capital Market Development Board)を設立する(構成メンバー、大蔵大臣(議長)、国家機構整備担当国務大臣(副議長)、商務大臣(以下委員)、中央銀行総裁、投資調整委員会長官ほか閣僚1)。
- (2) 資本市場運営委員会(Capital Market Operating Board)を設け、上場された企業の評価などを行わせる。
- (3) 証券市場の開設にあたっては、DANA REKSA(政府全額出資<資本金100億ルピア>)の株式会社)を設立する。同社は、市場開設後市場で取引される株式(新規発行株式だけでなく既発行株式も含む)の最低50%(1企業当たり)を買取り、これを国立銀行を通じて市中に売却する(1万ルピア単位)権限を有する。

なお、今回の決定に関し、政府は「企業による資金調達方法多様化の要請に応えたもの」と説明している。

◇インドネシア、織物製品の輸入規制を実施

インドネシア政府は、昨年12月31日、織物製品(絹・綿織物等33品目)について輸入規制措置を決定、本年1月1日から実施した。

(1) 措置の概要

- イ. 輸入税(現在20%)の支払い期間を従来の通関時点から開設時点まで繰上げる。
- ロ. 輸入預託金(輸入業者が開設の際輸入金額に応じて為銀に預託)比率を従来の40%から100%に引上げる。
- ハ. 政府は、不正輸入を防止するため、輸入業者から輸入金額と同額の保証金を徴求する。
- ニ. 上記品目の輸入に対する銀行融資を禁止する。

(2) 背景等

同国では、昨年12月21日、経済安定閣僚会議を開き、国内産業保護の見地から、輸入品目のうち国産化率の比較的高い品目について輸入規制措置をとる旨決定したが、今回の措置はその第1段階として、昨秋来海外からの輸出攻勢を主因に業況悪化の著しい織物業界(在庫水準は現在年間輸入額<約3億ドル>の約2倍に達している模様)を対象としたもの。

◇インドネシア、預金金利を引下げ

インドネシア中央銀行は、1月12日、商業銀行の貯蓄性預金金利を次のように引下げる旨発表、翌13日から実施した。

	新	旧
定期預金		
1年	12%	15%
2年	18	24
国家開発預金		
20万ルピー以下	15%	18%
20万ルピー超	6	9

今次措置は、現在創設準備中である証券市場のための環境づくりを主たるねらいとして実施されたもの。なお、これに伴い現在の高率インフレ(消費者物価上昇率、76年9月末前年同期比+21.4%)が加速することを懸念する声が強いため、政府は、「必要があれば物価監視制の強化、備蓄在庫の放出等の対策を講じる用意がある」旨表明。

◇バングラデシュ、タカ対英ポンド・レートをや下げ

バングラデシュ中央銀行は1月18日、同国通貨タカ対英ポンド中心レートを1ポンド当たり25.45タカから26.70タカへ4.7%(IMF方式)切下げた。

今回の措置は、前回のタカの切上げ実施(76年11月3日、4.9%)以降における英ポンド相場の回復(昨年11月3日～本年1月17日間の対ドル・レート上昇率7.2%)に対応してとられたものである。

◇インド、米系石油会社を国有化

インド政府は昨年12月30日、大統領令により米系石油会社 Caltex Oil Refining(India)Ltd. の接収を発表した。その概要は次のとおり。

- (1) カルテックス社は、同現地法人の全株式(45万株)およびすべての権益を政府に委譲する。
- (2) 同社の資産および営業権に対する補償総額を130万ルピー(約14百万ドル)とする。

今回の措置は、74年初に発表された外資系石油会社国有化方針にのっとり、英国系パーマ・シェル社の接収(75年12月)に次いで実施されたもので、これにより国内石油産業の約98%が国有化されたことになる(残る英国系アッサム石油会社についても現在国有化のための交渉が進められている)。

なお、同国は石油自給力の強化(1980年までに年間原油生産量2千万トン<現在、同8百万トン>を目標)を目指して海底油田の開発に注力しているが、今回接収し

たカルテックス社の設備はその一つであるボンベイ沖海底油田で産出された原油の精製に充てられるものとみられている。

◇スリランカ、公定歩合を引上げ

スリランカ中央銀行は1月26日、公定歩合を市中金利の実勢にさや寄せするため、6.5%から8.5%に引上げる旨発表、即日実施した(公定歩合の変更は1970年1月<5.5→6.5%>以降7年ぶり)。

◇第4回日豪閣僚委員会の開催

第4回日豪閣僚委員会は1月17～18日、東京で開催され、貿易、漁業、鉱物資源、投資等のテーマを中心に討議が行われた。本委員会においては、懸案の牛肉輸入および漁船寄港問題(注)につき実質的な解決が図られたほか、今後緊密な対話を継続する必要性が相互に確認された。

主な合意内容は次のとおり。

(1) 牛肉輸入問題

日本側が51年度下期輸入割当量(2万トン、76年11月決定)を2万トン増わくすることを提示、豪州側がこれに同意した。

(2) 漁船寄港問題

豪州側は日本漁船の豪州寄港許可期限を2年間延長(77/2～79/1)することを認めた。

(3) 事務レベル協議機構の設置

貿易等の重要経済問題につき、両国間の協議を緊密化するため事務レベルの協議機構を設ける。

(注) 昨年11月、日本が牛肉輸入割当量を大幅に削減(51年度上期45千トン→同下期20千トン)したことから、日本の牛肉輸入の8割を占める豪州がこの決定に強い反発を示し、その対抗措置として昨年11月27日期限切れの日豪漁業協定(豪州が日本マグロ漁船のシドニー等4港への寄港を認めたもの)の延長に難色を示していた。

◇豪州、自動車の輸入数量規制を撤廃

豪州政府は12月7日、自動車(完成乗用車)の輸入数量規制を12月8日以降撤廃する旨発表した。

同国では、自動車の輸入急増に対処して、74年11月輸入関税を引上げた(35→45%)のに続き、75年2月以降輸入数量規制(注)を行ってきた。しかし豪ドルの大幅切下げ(76年11月)により国産車の競争力が強まる見込みとなったため、今回の措置がとられたものとみられている。

(注) 75年2月～4月 月間5.5千台
75年5月～76年2月 7.5

◇豪州、海外借入れに対する規制等を強化

豪州政府および準備銀行は1月、豪ドル切下げ後の予想を上回る外資流入急増(昨年12月中約6億ドル)による過剰流動性を吸収するとともに、必要以上の外資流入を抑制するため、次のような一連の措置を発表した。

(1) 海外借入れに対する規制強化(14日発表)

イ. 10万豪ドル(年間、借り手人1当り)以上の海外借入れにつき、従来期間6ヵ月未満の借入れが禁止されていたが、これを「2年未満の借入れ禁止」に改める(1月17日以降実施)。

ロ. 企業の海外借入れに対し無利子預託制度(注)を適用する(1月17日以降)。

(イ) 期間2年以上、年間借入れ額10万豪ドル以上の海外借入れを対象。ただし、鉱業、製造業向けの投資プロジェクト向け外資については対象外とする。

(ロ) 預託率は借入れ額の25%。

(ハ) 預託期間は最長3年。

(注) 海外借入れ金額の一定率相当額を無利子で準備銀行に預託させる制度。75年12月、外資流入抑制を目的に導入されたが、国内景気後退を映じて外資流入が減少、国際収支が悪化したことから、75年1月以降停止されていた。

(2) 商業銀行の支払準備率を引上げ

7.0→8.0%(7日発表、1月18日以降)

8.0→9.0%(14日発表、1月25日以降)

(3) 法人税の納付方法を従来(の年1回)から毎四半期に変更する(76/77年度<76年7月～77年6月>法人所得分から実施)。

共産圏諸国

◇ソ連、76年経済実績を発表

ソ連中央統計局は1月22日、76年経済計画遂行結果を発表した。これによれば、鉱工業生産は前年比+4.8%と計画(+4.3%)を若干上回ったものの、農業生産が穀物の好伸(224百万トン<史上最高>)にもかかわらず畜産部門の不振から計画を大幅に下回った(計画71～75年平均比+7%、実績同+3%)ため、支出国民所得は総額3,800億ルーブル、前年比+5.0%と計画(前年比+5.4%)比若干の未達に終わった。また工業労働生産性、住宅建設、貿易等の面でも計画未達となっており、超過達成をねらってやや控えめな計画を立てたソ連としては、不本意な結果といえよう。主要経済指標および主要品目の生産実績は次のとおり。

◇ソ連、小売価格、サービス料金の一部改訂を発表

ソ連国家価格委員会は1月4日、小売価格およびサー

ソ連の主要経済指標

(前年比増減(-)率・%)

	1975年 実績	1976年 計画	同実績
支出国民所得	4.0	5.4	5.0
鉱工業総生産	7.5	4.3	4.8
うち生産財	7.9	4.9	5.5
消費財	6.5	2.7	3
農業総生産	- 6.0	** 7.7	4
建設活動	7.3	5.5	3
労働者総数	2.4	0.8	2.1
投資	9.0	4.0	4
工業労働生産性	5.9	3.4	3.3
国民1人当り実質所得	4.2	3.7	3.7
労働者・職員の平均賃金	3.5	2.7	3.6
コルフォーズ農民報酬	3.0	5.0	6
小売売上高	7.0	3.6	4.6
住宅建設面積	- 0.7	1.6	- 0.7
貿易	* 28.1	13.6	* 10

(注) * 印は名目増加率。**は日本銀行調査局推定。

ソ連の主要品目の生産実績

品目 (単位)	1976年 実績	1975年の	
		前年比増 減(-)率	前年比増 減(-)率
電力(億 KWH)	11,110	7.0	6.5
石油(百万トン)	520	5.9	7.0
天然ガス(億 m ³)	3,210	11.1	10.7
石炭(百万トン)	712	1.6	2.5
粗鋼(〳)	145	2	3.7
無機肥料(〳)	92	2.3	12.3
合成樹脂(〳)	3.1	8	14
工作機械(千台)	231	- 0.4	3.1
電子計算機(億ルーブル)	23	22	32
自動化機器(〳)	37	12	12
農業機械(〳)	39	6	9
自動車(千台)	2,025	3.1	6.4
セメント(百万トン)	124	1.6	6.1
織物(億 m ²)	103	3.2	1.3
テレビ(百万台)	7.1	1.4	6.1
冷蔵庫(〳)	5.8	5	2.9
酪農製品(百万トン)	23.4	- 0.8	2.6
砂糖(〳)	9.2	-11.5	9.5
植物油(〳)	2.8	-17.6	- 1.7
穀物(〳)	224	60.0	-28.4
じゃがいも(〳)	85.1	- 3.8	9.7
食肉(〳)	13.3	-12.5	4.1
牛乳(〳)	88.7	- 2.3	- 1.1
卵(億個)	551	- 4.5	4.0
綿花(百万トン)	8.3	5.1	- 6.1

ビス料金の改訂を発表した。その概要、背景等は次のとおり。

1. 価格改訂の概要

	値上げ(値下げ)率 %	実施時期
タクシー料金	100	77年4月1日
航空運賃	20	〳
船舶〳	n.a.	航行開始時
じゅうたん、絹織物、 クリスタルガラス、 書籍(教科書等を除く)、 洋服の仕立代	n.a.	77年1月5日
電気冷蔵庫、テレビ等電気製品	△5~△23	〳
セーター、肌着等衣料品	△10~△25	〳
陶磁器	△10	〳
医薬品	△5	〳

2. 背景等

ソ連の小売価格、サービス料金の大部分は国家が統制し、一度設定されると長期間据置かれることが多い。一方企業の生産コストは労働生産性の伸びを上回る賃金引上げや資材費の増大から上昇傾向をたどっているため、政府は価格補助金の支給や取引税の引下げによって小売物価の安定を図ってきた。しかしこの結果、1975年には食肉・牛乳等食料品に対する価格補助金だけでも190億ルーブル(約7.5兆円、歳出総額の9.1%)と国防予算を上回る巨額に達し、これが取引税収の伸び悩みと相まって財政硬直化の大きな要因となっている。さらに小売物価の長期据置は財貨・サービスに対する需要を急増させ、物不足傾向を助長しただけでなく、価格体系や生産構造のゆがみ拡大、資源の非効率配分と浪費等々の弊害をもたらしたといわれている。

今回の措置はこうした弊害の是正をねらったものであるが、同時に発売された電気製品、衣料品等一部品目についての値下げは国民に与える値上げショックの緩和および滞貨(非食料品在庫総額に占める流行遅れ品等の比率約13%)一掃をもくろんだものとみられている。なお党・政府は基本食料品については今後とも小売価格据置政策を堅持する方針を明らかにするとともに、国民の需要が急増している耐久消費財等文化生活用品については現行5か年計画の生産目標の引上げ(期中伸び率56%→70%)を決定した。

◇ソ連、ハンガリー向け原油輸出価格を引上げ

近着のビジネス・イースタン・ヨーロッパ誌(1月21日号)等によれば、ソ連はこのほど本年のハンガリー向

け原油輸出価格を約23%上げた(トン当たり40→49ルーブル)。なお未公表ながら、その他コメコン諸国向け輸出価格についてもほぼ同率の値上げが実施されたものとみられている。

今回の措置は、原油の域内取引価格を国際市場価格にさや寄せするため毎年改訂するとのコメコン執行会議(75年1月)の決議に基づき実施されたもので、75年1月以来3回目もの(ハンガリー向け原油の値上げ率、75年131%、76年8%)。新価格は過去5か年間の国際市場価格の平均に基づいて決定され、国際市場価格と比較してなお3割(昨年は4割)程度割安となっているが、①今回の値上げ幅がかなり大きいうえ、コメコン諸国のソ連石油に対する輸入依存度は約9割と極めて高い(ルーマニアを除くコメコン諸国の対ソ輸入量75年71.9百万トン)ため、東欧諸国等の対ソ交易条件の悪化が予想されること(75年にはソ連のコメコン域内貿易の交易条件は前年比4.5%好転)、また②キューバ、ルーマニアを除く各国の対ソ入超額がすでに高水準に達しており、対ソ入超の一層の拡大は難しいとみられること、などから各国経済はかなりの影響をこうむるとみられる。

◇ポーランド、第5次5か年計画を最終決定

ポーランドの第5次5か年計画(期間1976~80年)は昨年12月、同国国会において最終決定をみた。本計画は75年12月のポーランド統一労働者党第7回大会で承認された5か年計画草案(51年2月号「要録」参照)を基にしたものであるが、①農業生産の不振、②消費物資の需給ひっ迫化、③対西側貿易赤字の高水準持続等により経済情勢が昨年中一段と深刻化し、さらに④基本食料品の値上げ発表(76年6月)を契機に従来の経済政策に対する国民の不満が急速に強まったこともあって、同草案を大幅に修正したもの。主な修正内容は次のとおり(国民所得、鉱工業生産等の計画は不変)。

- (1) 農業生産目標を引上げ(年平均増加率2.8~3.0%→3.0~3.5%)、特に穀物等農作物の増産(同2.3~3.0%→3.7~4.2%)を重視していること(反面畜産物の生産目標は引下げ、同3.0~3.4%→2.5~3.0%)。
- (2) 従来を生産財生産優先の方針を若干修正し、消費財の生産目標を引上げていること(食料品工業、同6.2%→6.5%等)。
- (3) こうした消費物資の生産目標引上げに加え、同物資の輸入拡大・輸出抑制により、これら商品の国内供給量増大を目指していること(小売売上高、同7.3~7.7%→9.9%)。
- (4) 投資計画目標を引上げ(同6.5~7.0%→7.4%)、農業

部門(同部門向け投資同5.5%→7.9%)と消費財工業部門(食品、耐久消費財)、基幹産業(電力、鉄鋼、化学)向け投資を優先していること(鉱工業部門向け投資同7.5%→8.9%)。

- (5) 対外面では、プラント等資本財の輸入抑制により対外不均衡の解消を図ろうとの方向を一層明確にしたこと(輸出同11.6→11.8%、輸入同5.2→4.7%)。

ポーランドの主要経済指標

(年平均増加率・%)

	第4次5か年計画(71~75年)	同実績	第5次5か年計画(76~80年)党大会決定	
			最終計画	最終計画
生産国民所得	6.7~6.8	9.7	7.0~7.3	7.0~7.3
鉱工業総生産	8.2~8.4	10.8	8.2~8.4	8.2~8.4
農業々*	3.4~3.9	3.2	2.8~3.0	3.0~3.5
投資*	7.3	13.6	6.5~7.0	7.4
工業労働生産性	5.5	7.6	7.4~7.7	7.7
1人当り実質賃金	3.2~3.4	7.0	3.0~3.4	3.0~3.4
小売売上高	7.4	10.8	7.3~7.7	9.9
貿易	9.4	**21.4	* 8.2	* 8.1
輸出	9.2	**19.1	* 11.6	* 11.8
輸入	9.9	**23.5	* 5.2	* 4.7

(注) * は5か年平均の前5か年実績平均に対する増加率。
**は名目増加率。

◇ハンガリーの1976年経済実績と1977年経済計画

ハンガリーの1976年経済実績(見込み)と1977年経済計画が去る12月、同国議会で報告・承認された。概要次のとおり。

1. 1976年実績(見込み)

- (1) 生産国民所得は前年比+4%と計画(前年比+5.0~5.5%)および75年実績(同+5.0%)を下回った。
- (2) 鉱工業生産は、エネルギー、機械、化学部門が好伸したものの、その他部門特に食品工業の不振が響いて、同+4.5~5.0%と計画(同+6.0%)を下回った。
- (3) 農業生産は、穀物、畜産両部門の不振からはほぼ前年並みの水準にとどまった(計画同+4.0%)。
- (4) この間国民1人当りの貨幣所得は名目で8%の伸びを示したが、小売物価の大幅上昇(76年上半年、前年比+4.1%)から、実質所得は1.5%の伸び(計画3.0%)にとどまった。

2. 1977年計画

- (1) 生産国民所得は、前年比+6.0~6.5%と76年計画を上回るやや高め伸びを計画。
- (2) 鉱工業生産は、同+6%を計画。部門別には、化学(前年比+8~9%)、機械製造(同+8%)、電力(同

+6~7%)等諸部門の生産拡大を予定。

(3) 農業生産は、同+7~8%を計画。特に農作物生産は、穀物の増産(1百万トン)により同+10~12%を目指す。一方畜産物生産は同+4~5%(うち牛乳同+3~4%、豚肉同+10%)の伸びを予定。

(4) 経済関係投資(私的部門での投資を除く)は総額1,640億フォリント、同+9%(実質+4~5%)を計画し、特に建設中の大型プロジェクトの完成を重視。なお同資金の51%は政府予算から支出し、残り49%は企業の自己資金で賄われる予定。

(5) 国民生活面では、賃金の引上げ(名目6.5~7.0%、実質2.5~3.0%)および社会保障基金からの支払い増(前年比+11%)により、1人当り実質所得は3.5~4.0%、個人消費支出<実質>は4%の伸びを計画。なお消費者物価はほぼ前年並みの上昇率(3.8~4.0%)が見込まれている。

(6) 貿易については、社会主義諸国向け輸出が同+12%、輸入が同+7%、その他諸国向け輸出が同+17~18%、輸入が同+8%と、いずれの地域についても輸入を上回る輸出の伸びが計画されている。

ハンガリーの主要経済指標

(前年比増減(-)率・%)

	1975年 実績	1976年 計画	同実績 (見込み)	1977年 計画
生産国民所得	5.0	5.0~5.5	4	6.0~6.5
鉱工業総生産	5.0	6.0	4.5~5.0	6
農業	1.0~2.0	4.0	0	7~8
建設活動	8.0	5.0~5.5	2~3	5~6
投資	*17.0~18.0	1.0~2.0	*	*
工業労働生産性	5.2	6.0	n.a.	n.a.
1人当り実質所得	4.0	3.0	1.5	3.5~4.0
小売売上高	5.4	4.0~5.0	*	*8~9
小売物価	3.8	4.5	**	
貿易	*16.1	輸出 11~12	n.a.	*** 輸出 12 輸入 7

(注) *は名目増加率。**は76年1~6月実績。***は対社会主義諸国貿易。

◇ルーマニア、日本からバンク・ローンを導入

ルーマニア外国貿易銀行は1月19日、日本輸出入銀行との間で232億円を限度とするバンク・ローンの導入契約に調印した(本件はルーマニアの対日バンク・ローン受入れの最初のケース)。同資金は、同国のコンスタンツァ港拡張プロジェクトの資材購入資金に充当される予

定で、借款条件は金利年7.5%、期間8年半。

◇ベトナム、1977年国家計画を発表

ベトナムは、1月11~15日第2回国会を開催し、77年国家計画を決定した。同計画は、社会主義経済の建設と国民生活の向上を2大目標とし、①農業、軽工業の重点的建設により、食糧・消費財の自給化促進と輸出拡大を図ること、②南北経済体制一本化のため、生産体制・管理方式の整備改善を推進すること、③経済地区別の労働力再配置により、失業問題を解消すること、などを強調している。主要経済目標は次のとおり。

(1) 国民所得は前年比+16%を見込む。

(2) 農業生産は、耕作面積の拡大(76年797万ヘクタール→77年820万ヘクタール)、水利施設の建設等により、前年比+16%(うち食糧生産同+17%、粗換算16百万トン)を計画。

(3) 鉱工業生産は前年比+20%を計画。生産体制の整備(南部地区工業の社会主義的改造、生産管理の強化等)を図るとともに、特に農業関連品目の大幅増産(農機具同+55%、燐灰石同+50%)を目指す。

(4) 基本建設投資は前年比+43%を計画。既往115プロジェクト(うち工業プラント9件、発電所7件、炭鉱5件)を完成し、新規40プロジェクトに着工する。

(5) 輸出は軽工業製品(セメント、織物、皮製品等、輸出全体に占めるウエイト45%)、農産物(カッサバ、大豆、ジュート等、同25%)を中心に、前年比+55%を見込む。これにより、機械、原材料の輸入拡大を図る。なお、同国会において、76年の食糧生産(前年比+19.5%)、鉱工業生産(北部地区同+14%)、投資(北部地区同+16%)の実績が報告された。

ベトナムの主要経済指標

(単位・年<平均>増加率・%)

	第2次 5か年計画 (76~80年)	1976年実績	1977年計画
国民所得	13~14	n.a.	16
農業総生産	8~10	n.a.	16
うち食糧生産	n.a.	19.5	17
鉱工業総生産	16~18	14*	20
うち生産財	n.a.	n.a.	20
消費財	n.a.	n.a.	19
基本投資総額	n.a.	16*	43
労働生産性	7.5~8	n.a.	n.a.
輸出	n.a.	54	55

*は北部地区の実績。